

プラスワン通信

資産管理会社って？（初級編）

不動産収入を含めた課税所得が1千万円を超えたら節税対策で「資産管理会社」を設立するといひよと最近よく耳にしますが本当でしょうか？

そもそも資産管理会社ってなに？

金融資産や不動産などの資産を「運用・管理」することを目的とした会社の事です。法人化することにより適用される税率が個人所得と異なるため節税の対策につながります。

資産管理会社の欠点・リスク

- ①法人の設立と維持の費用がかかる。
- ②役員報酬を支払う場合、**社会保険料の半額を事業主が負担**しなければならない。
- ③法人税の申告が必要なため記帳や決算書作成等の経理事務が必要になる。
- ④法人が赤字であっても、法人住民税など税金がかかってくる。
- ⑤法人の役員変更や任期満了などの際に登記の必要がある。
- ⑥意思決定のリスクを考え、代表者は51%以上の株を持つ方が良い。

資産管理会社の利点

- ①減額の方角に進んでいる法人税率の適用により税負担の軽減が期待できる。
- ②「不動産所得」を「給与所得」にすることで**給与所得控除**の適用により節税ができる。
- ③所得を同一生計親族（役員）に分散化でき、税負担の軽減ができる。
- ④退職金・生命保険料・パソコンなどの消耗品などの費用を**必要経費**とすることができる。
- ⑤有価証券や不動産などの売却損を他の収入・所得と通算することができる。
- ⑥繰越損失が**可能なため損益通算を9年間**できる。
- ⑦相続税の節税・承継・争族対策として大きな効果を期待することができる。

**税制改正で2015年の課税所得より超過累進税率の増税が決まっています。
対策の一つとして、一度顧問税理士にご相談されることをお勧めいたします。**

株式会社プラスワン
〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階
TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL: 03-3255-2305

Mail: info@kkplus1.com